

松江市役所本庁駐車場条例

(趣旨)

第1条 この条例は、松江市役所本庁への来庁者のために設置する駐車場（以下「駐車場」という。）の適正な使用及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
松江市役所本庁駐車場	松江市末次町 86 番地

(駐車することができる自動車)

第3条 駐車場に駐車することができる自動車の区分は、規則で定める。

(供用時間等)

第4条 駐車場の供用時間及び自動車を入場させ、又は出場させることができる時間は、次のとおりとする。

- (1) 供用時間 午前 0 時から午後 12 時まで
- (2) 自動車を入場させ、又は出場させることができる時間
 - ア 平面駐車場 午前 0 時から午後 12 時まで
 - イ 地下駐車場
 - (ア) 入場 松江市の休日を定める条例（平成 17 年松江市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く日の午前 7 時 30 分から午後 9 時まで
 - (イ) 出場 午前 0 時から午後 12 時まで

2 市長は、駐車場の管理上必要があると認めるときは、入場及び出場の時間を変更することができる。

(使用の許可)

第5条 駐車場を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(使用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場を使用させないことができる。

- (1) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。
- (2) 駐車場の構造又は設備を損傷するおそれのあるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障があると認めるととき。

(使用料)

第7条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、使用者が自動車を駐車場から出場する際に徴収する。

(使用料の減免)

第8条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(禁止行為)

第10条 駐車場では、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 駐車場の構造又は設備その他の物件を損傷するおそれのある行為
- (2) 駐車場内の他の自動車に損傷を与えるおそれがあると認められる行為
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があると認められる行為

2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、駐車場からの退場又は自動車の撤去を命ずることができる。

(許可の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条の許可を受けた者に対し、当該許可を取り消し、自動車の撤去を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により第5条の許可を受けたとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 駐車場の保全又は使用に関し、著しい支障が生じたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(損害賠償)

第12条 駐車場の構造又は設備その他の物件を滅失し、若しくは損傷した者は、市長の定めるところにより、直ちにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 使用者が第三者に損害を及ぼしたときは、当該使用者がその責任を負わなければならない。

(市の免責事項)

第13条 天災、火災、盗難その他の理由で市の責任によらない理由のものにより使用者が被った損害に対しては、市は、その責任を負わないものとする。

(立入禁止)

第 14 条 駐車場内には、使用者及び駐車場に用務のある者以外は立ち入ってはならない。

(使用の休止等)

第 15 条 市長は、駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、駐車場の全部

又は一部の使用を休止することができる。

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 2 月 2 日から施行する。

別表（第 7 条関係）

区分		使用料（駐車場 1 区画につき）
休日	入場後最初の 4 時間まで	無料
	4 時間を超えた後 30 分までごとに	200 円
休日以外の日	入場後最初の 1 時間まで	無料
	1 時間を超えた後 30 分までごとに	200 円

備考 1 日の使用（午前 0 時からその日の午後 12 時までの間ににおいて連続して駐車することをいう。）につき使用料の合計額が 7,000 円を超えるときは、使用料の額は 7,000 円とする。